

第33回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第33回岩手町農業委員会総会は、令和5年3月23日、午後2時10分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 報告第1号 農地法施行規則（転用の例外）該当届について

日程第5 報告第2号 農業経営基盤強化促進法により利用権設定された農地の解約について

日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第7 議案第2号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第8 議案第3号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

日程第9 議案第4号 農作業賃金参考額の設定に伴う可否の決定について

日程第10 追加報告第1号 岩手町農業委員会委員の選任に関する規則の廃止について

日程第11 追加報告第2号 岩手町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の廃止について

日程第12 追加議案第1号 岩手町農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第13 追加議案第2号 職員を任命することの承認について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 佐々木 金見

2番 乙茂内 丈久

3番 田中 正志

4番 佐々木 夏子

5番 福浦 昌博

6番 福士 好子

7番 府金 秀一

8番 瀬川 浩美

9番 幅 清一(職務代理)

(議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

なし。

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 八戸 裕雄
局長補佐 田村 育江
農地利用係長 千葉 優子
副主任 藤川 翔太郎
農地利用最適化推進委員 早坂 浩美
農地利用最適化推進委員 今松 一広

(開会時刻 午後2時10分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第33回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

会議録署名委員は、6番福士好子委員、7番府金秀一委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長にお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎報告第1号

議 長 日程第4、報告第1号、農地法施行規則、転用の例外該当届について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 報告第1号。議案書は、4ページをご覧ください。

農地法施行規則、転用の例外該当届について、農地法施行規則第29条第16号の規定により、転用の例外届があったので報告するものであります。

議案書5ページをご覧ください。

番号12、土地の地番は、大字江刈内第14地割地内の畑2,102㎡の内2.25㎡について、●●株式会社が、無線基地局を設置するものでございます。

場所につきましては6ページ、事業計画書等詳細につきましては、7から9ページをご覧ください。

以上、報告を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号

議 長 日程第5、報告第2号、農業経営基盤強化促進法により利用権設定された農地の解約について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案書は、10ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法により利用権設定された農地の解約について、貸借の合意解約の通知があったので報告するものでございます。

11ページをご覧ください。

番号30、土地の所在は、大字五日市第5地割地内の田3筆5,861㎡について、令和7年12月までの契約でありましたが、双方合意により解約するものでございます。

以上、報告を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、以上で報告第2号を終わります。

議案第1号の案件につきましては、7番府金秀一委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終了するまで退席をお願いします。

(7番府金秀一委員 退席)

◎議案第1号

議 長 日程第6、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第1号。議案書は、12ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第1条第1項の規定により提出された許可申請について可否の決定を求めるものでございます。

番号19、土地の所在は、大字五日市第8地割地内の田7,557㎡について、譲り渡す方の労力不足により耕作できないとのことで、地域の農業者の記載の方が使用貸借により耕作していくものでございます。

場所につきましては、14ページをご覧ください。

15ページをご覧ください。

番号20、土地の所在は、大字五日市第5地割地内の田3筆5,861㎡について、労力不足のため耕作できない譲渡す記載の方と、増反を望んでいる譲り受ける記載の方とで、総額120万円にて売買し耕作していくものでございます。

場所につきましては、16ページをご覧ください。

以上、説明を終わります。

なお、現地調査を行っておりますので、調査員の報告をお願いします。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いします。

早坂推進委員 現地調査の結果について、推進委員の早坂から報告いたします。

本日、午前9時から乙茂内委員、今松推進委員と事務局で現地を確認して参りました。

3条申請の受付番号19番と20番の農地について報告します。

19番の農地は●●の北側にあり、田として管理されておりました。

20番の農地は●●の西側約300メートルの所にあり、19番の農地同様田として管理されておりました。

いずれの申請も譲り受ける側の機械および労働力は確保されており、問題ないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいま2件の報告をいただきました。質疑ございませんか。

9 番 幅 委 員 19番は無償なのか。

局 長 補 佐 はい。無償です。使用貸借です。

議 長 他ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可とすることに決定します。
番号7番、府金秀一委員の復席を認めます。

(7番府金秀一委員 復席)

◎議案第2号

議 長 次に日程第7、議案第2号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第2号。議案書は17ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき策定された令和4年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

18ページをご覧ください。

番号180、土地の所在は、大字一方井第1地割地内の畑3筆23,247㎡、大字葉木田第1地割地内畑2筆879㎡、合計5筆24,126㎡について、2年前に岩手県農業公社が地域の農業者より取得し、町内の認定農業者の方に賃貸借していましたが、今回今まで借りていた方とは別の記載の農業法人の方が、土地代182万円

にて県農業公社の売買支援事業により所有権移転するものでございます。
以上、事務局説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。質疑ございませんか。

9 番 幅 委員 ●●が買うわけですが、野菜をやるのか。

局 長 補 佐 はい。野菜の予定です。

議 長 他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、可とすることに賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第2号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第3号

議 長 続きまして、日程第8、議案第3号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第3号。議案書は、20ページをご覧ください。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定め、同条第3項に基づき公表することについて可否の決定を求めるものでございます。

指針の内容については、21ページから25ページについてでございます。

この指針については、農業委員会に関する法律が平成28年に改正となった時に努力義務として定められおり、当町においても指針について、委員の皆様からご意見を伺いながら進めてきていたところでございます。

今回、指針の作成は、令和5年4月1日より努力義務から必須事項になり、未作成となれば、最適化交付金の対象から外れるというものでございます。当町は、作成済みではありますが、地域計画が法定化された事とそれに伴う集積率等を見直し再度新たに作成したものであり、総会にて承認後は公表するものでございます。

23 ページをご覧ください。

担い手への農地利用集積目標ですが、表を見ていただきます。

平成 28 年に農業委員会に関する法律が改正となり、農地等の利用の最適化の推進に関する数値目標を令和 5 年度末で担い手への集積・集約化を 80 パーセントに目標を掲げておりましたが、今回の改正により指針が努力義務から必須義務となった事から県からの指示もあり、農地の集積目標を令和 12 年 3 月までを 80 パーセントにするという見直しになったものでございます。

その他修正したものは、人・農地プランの実質化が、地域計画の作成と変更になったものでございます。

以上、事務局説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

9 番 幅 委 員 12年までに80パーセント集積しなければならない。達成できるの。目標が高すぎるのでは。

4 番 佐々木委員 岩手県全体でみれば、県北、沿岸が遅れている状態で、頑張っている地区はもっと頑張れと尻を叩かれている。現実を見たら目標80パーセントは厳しい。そういう意見は出ないのか。現場の意見をもっと聞いてほしい。

事 務 局 長 ご指摘おっしゃる通りだと思います。

今、町の方では、担い手は認定農業者としておりますが、認定農業者だけでいいのか、そこを議論し認定農業者以外の方も担い手に位置付け集積率を上げるという方策が考えられます。

現状の集積率68.9パーセントは、認定農業者が耕作している面積、貸し借りしている農地や自己所有地を積み上げたもの。現在も山林化している農地、耕作出来ない農地がありますが、現状を見て、割合の分母である耕地面積を減らす。そこを整理して、80パーセントの目標に近づけていきます。なかなか難しいと思いますが、国が示している目標が80パーセントですので、国の目標と同様、集積率80パーセントを目指すこととなります。

4 番 佐々木委員 集積が終わった所も、年齢がいつて農地を手放す人も増えてきている。集積終わった地区を新たに組み直すような形を取らないといけなくなってくる。それについては、どのように考えているのですか。

事 務 局 長 おっしゃる通り、高齢になり農地を手放す人増えています。耕作できなくなり誰かに耕作をお願いしたいと相談があれば農業委員、推進委員さんに声がけし次の耕作者に繋げていますし、今後もそのように声がけして繋げていきたいと考えてい

ます。

5年度から耕作できない方の相談を強化し、次の担い手を探しながら農地の有効活用を図っていきます。中にはどうしてもいいか分からず時間が経ち、雑草が生え木が生え耕作できないような状況になっている農地もございます。どうしても農地として使えない場合は非農地、または、適用外証明願の手続きに繋げていく。個々に検討し、そのように調整していこうと事務局では考えています。

6番福士委員 相続されていない土地の処遇について、どう考えていますか。

事務局 令和6年4月から相続登記が義務化され、相続権が発生したことを知ってから3年以内に申請が必要です。未登記のまま代が替り相続できないことがあります。が、相続されていない場合、相続人の過半以上の同意があれば貸借は可能です。

9番幅委員 代々相続登記していないで、固定資産税払っていない人が多くいると聞くが。

事務局 固定資産税には納税管理人という制度があり、相続人の中で話し合っ決めて。その人に通知が行き、支払うことになります。

議長 他ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第3号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定め、公表することの可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 賛成多数と認め、原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第9、議案第4号、農作業賃金参考額の設定に伴う可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局長 補佐 議案第4号。議案書は、26ページをご覧ください。

農作業賃金参考額の設定に伴う可否の決定について、令和5年度農作業賃金参考額の設定について、可否の決定を求めるものでございます。

27ページをご覧ください。

先月の全員協議会でお諮りし、ご意見を伺い提案したものでございます。

人力作業の部について、昨年度 10 月に岩手県の労働賃金を改正した金額を継続することとし、今年の 10 月の改正により見直しを行なうものでございます。

機械の部、畜産の部については据え置き、盛岡広域の平均より低いものについては、平均を下回らないようにしたものでございます。

なお、参考額は、目安ということで、圃場や作業条件など勘案して当事者間で話し合いの上、決めていただくようにいたしました。

以上、事務局説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第 4 号、農作業賃金参考額の設定に伴う可否の決定について、賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第 4 号議案は原案のとおり承認することに決定します。

◎追加報告第 1 号・第 2 号

議 長 日程第 10、追加報告第 1 号、岩手町農業委員会委員の選任に関する規則の廃止について、及び日程第 11、追加報告第 2 号、岩手町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の廃止について、を一括して議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 追加報告第 1 号と追加報告第 2 号について、一括して報告いたします。

岩手町農業委員会委員の選任に関する規則の廃止、岩手町農地利用最適化推進選任に関する規則の廃止について、規則を廃止したので報告するものでございます。

今回、平成 28 年に農業委員会の改革により、農地等の利用の最適化を推進するため農業委員会等に関する法律が大きく改正されたことに伴う条例や規則を制定したものでしたが、廃止することとした経緯は、この規則については農業委員会に関する法律に基づいたものであるため、当町としての規則は廃止するものでございます。

今後は、規則ではなく、岩手町農業委員会委員募集要項、農地利用最適化推進委員の募集要項で対応していくものでございます。

以上、事務局説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、以上で追加報告第1号、第2号を終わります。

◎追加議案第1号

議 長 日程第12、追加議案第1号、岩手町農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

事務局 長 追加議案第1号、岩手町農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、会議規則を所要の整備をしようとするものであり提案するものであります。

制定理由といたしましては、農業委員会に関する法律第27条の規定に基づく会議としての総会を会議規則において条文として明記し、それを整理しようとするものです。

新旧対照表をご覧ください。会議規則に基づいて運用されているところがございますが、会議を総会と改め、以下同様に改め、用語の所要の整備をするもので、内容に変更はございません。

法律に基づく会議、これを総会と位置づけるもので、4月1日以降の運用と改正するものでございます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、採決に入ります。

追加議案第1号、岩手町農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 賛成多数と認め、原案のとおり承認することに決定いたします。
ここで暫時休憩とします。

(午後3時08分休憩—午後3時20分再開)

議 長 会議を再開します。ただいまの出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

◎追加議案第2号

議 長 日程第13、追加議案第2号、職員を任免することの承認について、を議題にします。事務局長より提案説明を求めます。

事 務 局 長 追加議案第2号、職員を任免することの承認について、でございます。
(資料に基づき説明)

議 長 事務局長の説明が終わりました。人事案件ですので、質疑なしとし、採決をとります。
追加議案第2号、職員を任免することの承認について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 賛成多数と認め、原案のとおり可とすることに決定します。

◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。
これをもって会議を閉じ、第33回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時25分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

6 番

7 番